

## 第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年6月18日（金）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也  
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子  
24 前田 孝幸

以上9名

欠 席 委 員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹 白山：瀬田担当主幹  
美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・24 前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）  
報告第5号 時効取得による所有権の移転について  
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
議案第4号 非農地証明願いについて  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長

それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。

本日の欠席は7番 森 哲也委員の1名で、出席委員数は9名でございます。議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

6番 田口 慶則委員、24番 前田 孝幸委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

1ページから5ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から8で、件数は8件、合計面積は65,483㎡で、その内訳は田が45,739㎡、畑が19,744㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1から2、一般個人住宅用地  
でございます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で779.36㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、宅地造成用地

番号2、駐車場用地

番号3、土砂置場用地

でございます。

以上、件数は3件、合計面積は4,255.76㎡で、その内訳は田が3,433.76㎡、畑が822㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1から2、一般個人住宅用地  
でございます。

以上、件数は2件、合計面積は1,285㎡で、その内訳は田が975㎡、

畑が310㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で、取得年月日は昭和59年11月6日でございます。

以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は田で428㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻・麦・大豆、耕作面積 田48ha、畑 0.8ha、合計 48.8ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の11ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 379,784㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,305㎡、申請地 木造町城ノ下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡ 外5筆、合計面積 4,010㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,465㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,253㎡、申請地 一志町波瀬大世古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 234㎡ 外11筆、合計面積 4,253㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,465㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,521㎡、申請地 一志町波瀬岩垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 926㎡ 外5筆、合計面積 4,521㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,082㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 739.61㎡、申請地 一志町波瀬大久保\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 697㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,909㎡、申請地 美杉町八知八知田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 122㎡ 外7筆、合計面積 4,909㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件、合計面積は18,390㎡で、その内訳は田が15,079㎡、畑が3,311㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日の日に現地で立ち会いました。諸戸部会長、森委員、中野委員、地元推進委員、事務局と立ち会いました。事務局の説明通りでございます。よろしくお願いします。

議長 2番から4番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日に守山会長、前田委員、地元推進委員と事務局とで立ち会いました。2番、3番は立派な水田です。4番は波瀬の奥の方で、山になっていたと思います。問題はないということを経営推進委員が言って見えますので、いいと思います。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

結城委員 18番、結城です。5番八知について説明します。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は県外在住で農地の管理ができない、農業を廃止したいということでございます。受人は新規に設立した会社で農産物を売りたいといっています。八知に\_\_\_\_\_という会社があり、\_\_\_\_\_という人はその社長です。農地で農産物を作って販売をしたい、ということでございます。営農の拡大ということです。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご

意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町東横山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 1,596㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

申請地は、受人の事業所の隣地であり、資材置場用地を拡張する計画です。

農地区分は、第1種農地で、原則転用を許可しない農地と位置付けられますが、農地法施行規則第35条第5号に規定される「特別の立地条件を必要とする事業」のうち、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当し、例外的に許可し得るものと判断されます。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 新家町岸角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 109㎡ 外4筆、合計面積 1,415㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、683.88㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 122㎡ 外2筆、合計面積 397㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4と番号5は関連しているので、まとめて説明します。

番号4、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 304㎡。

番号5、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 492㎡。

これらにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地と  
するものです。

申請地は、受人の営む事業所の隣地であり、職員や関係者用の駐車場として  
整備する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町其  
倉谷出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 398㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、206.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.  
0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南  
家城町田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場  
用地とするものです。

昭和47年より住宅敷地の一部として利用し、住宅の解体後、整地し現在に  
至る旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_ 協同組合 代表理事 \_\_\_\_\_、渡  
人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気土井沖 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地  
目 雑種地、面積 1,992㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を林業作  
業場用地とするものです。

平成3年ごろから、現在の用途で利用している旨の始末書の提出があります  
ことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は6,610㎡で、その内訳は田が5,019  
㎡、畑が1,591㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
1 番お願いします。

田口委員 6 番、田口です。9 日に地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、私と事務局で見て参りました。  
事務局の説明通りでございます。場所は\_\_\_\_\_の南 300 メートルぐらいのところでございます。  
2 番は地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、私と見て参りました。場所は\_\_\_\_\_の東 30 メートルぐらいのところ。内訳は事務局説明通りでございます。よろしくお願いします。

議長 3 番から 6 番お願いします。

前田委員 24 番、前田です。3 番は 6 月 9 日に守山会長、宮本委員、地元推進委員、事務局で現場を確認して参りました。中身は、説明のあった通りです。一般個人住宅用地にするということでした。4 番、5 番は同じ場所で、守山会長と宮本委員、地元推進委員、事務局といきました。\_\_\_\_\_の駐車場ということで、現場を確認して何の問題もありませんでした。6 番其倉は、会長と宮本委員、地元推進委員と事務局とで確認しております。何ら問題はないと思います。以上、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次 7 番お願いします。

西森委員 17 番、西森です。6 月 9 日に中谷委員、地元推進委員と事務局で現地に入りました。\_\_\_\_\_から西の方に線路沿いに行ったところ。現場は駐車場になっており、事務局の説明通り始末書等も出ておりますので、何ら問題ないかと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。8 番お願いします。

結城委員 18 番、結城です。9 日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。以前から\_\_\_\_\_として利用されておりました。今後売買したいということでございます。何も問題はないと思ひます。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>15ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目 畑、現況地目 畑・雑種地、面積 461㎡のうち54㎡ 外1筆、合計面積 72.30㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を店舗用地、駐車場用地とするものです。</p> <p>申請地について、土砂崩れ防止のため一部を加工し、擁壁を設置した旨の始末書の提出があります。</p> <p>本件につきましては、都市計画法第43条の建築許可と同時の許可となります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 八知、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 美杉町八知八知田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 396㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を資材置場用地とするものです。</p> <p>昭和60年ごろより、現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は468.30㎡で、その内訳は田が396㎡、畑が72.3㎡でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長   | <p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。</p>  |
| 田口委員  | <p>6番、田口です。9日に諸戸さん、中野さんと、森さん、地元推進委員と見て参りました。場所は国道165号線の _____ に入っていく信号の直ぐ西50メートルぐらいのところ。よろしく申し上げます。</p>  |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。2番お願いします。</p>   |



結城委員 18番、結城です。9日に地元推進委員、事務局で現地を確認致しました。受人が経営する\_\_\_\_\_の事務所兼工場が敷地内にあり、管理運用に便利で、一体として利用したいとしています。始末書写真の添付もされておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第4号 非農地証明願いについてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをご覧ください。  
議案第4号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 波瀬、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬南山\_\_\_\_\_、  
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1,821㎡。

これにつきましては、樹齢の分かる写真により、申請地に30～35年前に杉を植林し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は田で1,821㎡でございます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員 14番、宮本です。9日に現地を確認したのですが、現状は立派な杉の木が立ってます。非農地証明すると、どうなるか。登記については、申請者本人さんの名前、所有権は\_\_\_\_\_のままやわな。

事務局 法務局で地目変更する時に、証明書になります。

|      |   |
|------|---|
| 宮本委員 | 14番、宮本です。農地でなくなる。その後、農地でない土地として売買するのかな。   |
| 守山委員 | 15番、守山です。場所ですが、山田というか、谷なんですよ。杉が40年～50年。どうするのかというとチップにして肥料にするという話でした。農地でない以上、後の利用の話は言えない。  |
| 議長   | それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。  |
| 部会委員 | <一同 異議なし>   |
| 議長   | 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。<br>次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。<br>事務局の説明をお願いします。   |
| 事務局  | 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。<br>それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。<br><br>まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で11,362㎡、畑の賃貸借で5,317㎡、契約件数は8件でございます。<br>一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,193㎡、契約件数は15件でございます。<br>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,483㎡、契約件数は5件でございます。<br>美杉地区につきましては、契約はございません。<br><br>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて58,038㎡、畑の集積が、賃貸借で5,317㎡、合計契約件数は28件、合計面積は63,355㎡となっております。<br><br>次に認定農業者への集積状況でございます。<br>地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区7件、白山地区3件で、合計12件、合計面積は36,494㎡でございます。<br>また、認定農業者への集積率は、件数で42.9%、面積で57.6%となっております。<br><br>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。<br><br>最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限 |

に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時35分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年6月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_